

第 22 期第 14 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 5 年 1 月 26 日

第22期 第14回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年1月26日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡県庁東館16階 OA研修室(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

- ア 第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について 資料1
イ あおりいかしば漬け網漁業の許可について 資料2
ウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について 資料3
エ くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料4

(2) 協議事項

漁業権の一斉切替に係る漁場計画原案について 資料5

(3) 指示事項

ひき縄釣による水産動物の採捕について 資料6

(4) 報告事項

太平洋広域漁業調整委員会について 資料7

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
	日吉 直人	金指 治幸	内山 希人	渡邊 俊了
	高田 充朗	安間 英雄	李 銀姫	三浦 綾子
	影山 佳之			
Web参加委員	鈴木 伸洋	田口さつき	眞鍋 淳子	
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	田中 寿臣	松山 創	山田 博一	永倉 靖大
	門奈 憲弘			
事 務 局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第14回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、鈴木伸洋委員、田口委員、眞鍋委員は、Webで御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには充分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自分の所属とお名前を述べから御発言いただきたいと思います。

はじめに私から発言させていただきます。伊豆漁協稲取支所の鈴木です。

主な魚種であるキンメが、去年の暮れ頃から少しずつ水揚げが増えてきました。良い方向に向かっているというほどではないんですけれども、それまでが悪すぎたので、いくらか

はほっとしています。

ただいま一番心配なのが磯焼けです。ブダイとかアイゴとかが増えておりまして、アワビとかサザエの餌になる海藻を茎から食べてしまっているのが現状です。それは伊豆漁協の管内ほとんどそのような状況で、春に解禁になるアワビとかサザエの水揚げ量が心配です。

それでは、西原さんお願いします。

○西原委員

相良の西原です。1月14日ですら船曳が終了しましたが、年明けから2~3日ほど、ものの良い日もありましたが、遅きに失したという感じです。カツオの曳き縄漁が風になったら金州辺りに出かけています。サヨリは年内にはいたんですが、年明けからは水温の変化からか、いなくなりました。

会長が言われたように、冬場の水温が高いのが特徴だと思います。魚や磯焼けにどういう影響が出ているか分かりませんが、県内でも、漁協の網にある水温計が一番低い数値を出しています。三重県沖は時として20℃以上になったり、伊豆の妻良が18℃になったりという、昔では考えられない水温になっているものですから、蛇行の終了が近いのかも少し気になるところです。

漁としては、風を待っており、金州や利島の東あたりにカツオを狙いに行っています。

イセエビに関しては、開始から今まで安定して高値。イセエビ漁業者が一番ニコニコしています。

○内山委員

浜名の内山です。シラス漁は14日に休漁になりました。今年に入りまして3日ほど出ました。1~2日は量があったのですが、3日目になると急に網に入らなくなり、そのまま帰ってきたような状態でした。今は漁閑期で船のメンテナンスをしています。

それから、シラスウナギは、今年漁が良くないと聞いています。これからの水揚げに期待しています。また、カキ、ノリは、浜名湖内でぼちぼちやっているが、成績は良くないです。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。サバたもすくい漁は、新年になりまして、火曜日の水揚げでちょうど10航海。ほとんどがゴマサバですが、多くて30トン、少ないと8、9トンくらいです。その差はおそらく水温だと思うんですけど、伊豆諸島北部海域の水温が18～20℃程度。ゴマサバ漁の時にマサバが多くて、5%程度混じります。水温が20℃近くなると、マサバの混じり具合は少なくなる。18℃に近い時の方が少し多いようです。

先日、小川漁協で水技研から、サバの予測会議をやっていたいただきました。やはり相模湾に暖かい潮が枝分かれして入っていて、その潮が20℃程度のものでして。その潮が動いて大島辺りにかかる時はゴマサバも全体的に小さくなってあまり良くないように思います。

うちの定置は、今はほとんど何も入りません。ただ入った中の価値のある魚に付加価値を付けるため、テレビで有名なサスエ前田商店の前田さんに来てもらい、魚の扱い方や締め方を教えてもらい、価値を付ける努力をしています。定置網の乗組員1名が前田さんにぴったりついて、いろいろ勉強しているようです。以上です。

○日吉委員

定置協会の日吉です。伊豆東南岸の定置ですが、今日も伊豆新聞に載っていましたが、いとう市場の売り上げが29%増で8年ぶりだそうです。去年の今頃マイワシが大量に入ったんですが、やっと今日北川の定置に20トン位と、神奈川の小田原の定置や南房総の定置にも70トン入ったと聞いています。

スルメイカが少ないですが、毎日500～600kg、多いと1トン弱。スルメイカの魚価も1,400円程度しています。5年前は150円だった。いとうでも下がっても1,000円程度です。

自分の定置で、伊豆分場に協力してもらって外洋で蓄養殖を始めていますが、12種類の魚を入れています。非常に餌を食べて大きくなっています。入れているのは、カンパチ、シマアジ、カワハギなどです。カワハギなんかは肝がパンパンになるくらい餌を食っています。

ちょっと面白いのは、僕らは外洋でやっているのだから潮が速いんですね、だから常に泳いでいます。多分普通の魚より

も身質も良いのかなと思っています。来月はもう一つ生け簀を設置して、富士山サーモンを入れようと思っています。5月位からやろうかと思っています。もし成功すれば、由比の定置も興味を持っていると聞いたので、ノウハウを差し上げたいと思っています。

魚の売り先も、大田市場でほぼ決まっている。少しだけ魚をやっている魚価が良いんですね。豊洲に行くと、全国がライバルなので、少し量が多いと買ったたかれるんで、そういうところに出荷するのがこれから生き残るための方策ではないかと思っています。以上です。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメに関しては、先ほど会長が言われた通りです。先ほどから出ている磯焼けが、伊東の方もかなりひどい状況です。この間、磯を回ってきたら、去年は水温も気温も低かっただろうと思いますが、去年の1/10程度までなくなっているような感じです。青ノリもまだ見えないです。

ブダイやアイゴの他に、イスズミという魚が冬場のノリを食う魚でして、最近、100匹程度の群れで黒ノリを食べていたのを見たので、どんどん海藻類がなくなっていくのではないかという気がしております。それに続いて、やはり貝はもちろん、ナマコも遅くて12月は顔を見ないような状況でした。1月は少し顔を見る程度です。去年は下田からかなりの量が来ていたんですが、そこそこの数しか獲れない状況です。海藻がないので、隠れる場所がなく、サザエもどんどん少なくなっているような状況です。以上です。

○原委員

由比の原です。由比は休漁日でほとんど漁がない状態です。稼働しているのは定置網だけ。定置網も、去年、一昨年から状況が良くなりません。先ほどの日吉さんのお話を聞きまして、一刻も早く定置網の連中にその話をしたいと思えます。

去年の11月～12月のサクラエビ漁ですが、前年比30%増し程度で、年間で去年1年間で400トン程度で、10年前の1/3程度まで戻ってきた状況です。地域の生産者の連中が、それでも少しは商談ができる状態になりまして、1月、2月

で商談をしています。今年も去年 11 月に焼津前から湾奥に、新エビという昨年生まれのサクラエビの反応が見えたので、量的には大分増えてくるのではないかという漁師の感覚です。一発で量を増やすのではなく、今までやってきたような形で、30 から 40%増しでやっていきたいと思います。以上です。

○金指委員

沼津ですけれども、まき網漁が 2 か統だけ出ていますが、私の所の中型まき網は、石廊崎の方へ行っただけですが、潮流が早くてとてもできない状況で、潮流が 2 ノット位あった。本流が入っていたのではないかと思います。

その次に石廊崎へ行った時は、今度はイワシがたくさんいまして、網を入れて 70 トン水揚げしました。これは絶対湾内に入ってくると思って、その後期待して出て行っただけですが、その後は全く見えなくなりまして、今は沿岸で、根付きのサバ、近くのサバを捕っている。幸い値段が、加工サバでも高騰しているので経費以上にはなっています。

あとシラスについては、禁漁前は正月過ぎに良かったと聞いています。それから定置は全く良くないと聞いてまして、先ほど高田さんからお話のあったイスズミが今朝、多めに入ったと聞きました。ナマコは昨年 12 月から今年の 1 月に割と採っているらしいです。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。フグは 10~12 月、今月は 6 日出ていまして、トータルは 4.9 トン。予想よりもかなり水揚げが良いので、2 月いっぱいやればかなり大きな水揚げになります。

先月 12 月の会議があったときに最高値が 2 万円を超え、近年ない良い価格でした。今月もオスは前半 1 万円超え。ですけれど今週の月曜日に少しフグの量が上がりまして、2 隻で 100 匹程度でしたが、小さいものが多くて、小さいものは 2 千円台まで下がりました。このままいけば、去年以上に水揚げが多くなると期待しています。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。

前回、前々回等と比べると少しずつ良くなっていると感じます。この調子でどんどんと楽しい報告をしてもらえればと

思っています。

それでは、本日の議事録署名人を、金指委員と鈴木伸洋委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項の「ア 第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○田中主幹

水産資源課資源増殖班の私、田中と、門奈です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

まず、資料1の構成を御説明いたします。1ページから2ページが、本日の諮問内容に関する説明資料となっています。3ページ目が知事からの諮問文、4ページから10ページが、本日御審議いただく、第8次静岡県栽培漁業基本計画(案)になります。続いて11ページから13ページまでが、諮問するにあたっての根拠法令になります。沿岸漁場整備開発法の抜粋です。14ページ以降は参考資料となりますが、14ページから23ページ、A3横長の資料となりますが、第7次静岡県栽培漁業基本計画と、第8次計画(案)との新旧対照表です。24ページから25ページが用語解説、26ページから33ページが、令和4年7月1日に国が公表した基本方針です。以上となりますが、本日は、資料1ページと2ページを用いて御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。「資料1、第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について」でございます。この議題につきましては、約1年前の、令和3年12月の本委員会において御審議いただき、承認をいただきました。

本日は、本計画の策定につきまして諮問させていただく訳ですが、前回の御審議から1年ほど空いてしまいましたので、簡単に内容を振り返りながら御説明させていただきます。

「1 経緯」についてです。始めに「栽培漁業とは」ということで、御説明いたします。栽培漁業とは、卵から稚魚にな

るまでの、最も弱い時期、最も減耗の多い時期を人の手で育て、その魚の成育に適した場所や時期に、適切なサイズで海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲する漁業のことを言います。漁獲量、資源量を増大させる手法として、昭和50年代から全国的に始められ、これまでに、マダイやヒラメ、アワビ等、様々な魚種で実施されてきました。

次に「基本計画とは」です。栽培漁業を推進するための「栽培漁業基本計画」、以下、基本計画と言いますが、沿岸漁場整備開発法によって規定されていまして、「都道府県は、海区漁業調整委員会の意見を聞いて、基本計画を政令で定めることができる」とされており、また、「基本計画は、国の定める基本方針の内容と調和するものでなければならない」と規定されています。

基本計画は、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、対象とする魚種や、その放流数量や大きさ、技術開発に関する目標や課題等を示しています。本県では、栽培漁業をより有効性の高い形で行うため、静岡海区漁業調整委員会の皆様の意見を聞いて、静岡県栽培漁業基本計画を定めております。

ただいま御説明した内容を図にしたものが、下の「栽培漁業基本計画策定の手続き」になります。

まず始めに、国が栽培漁業基本方針を策定して公表します。県は、それに調和するように、関係者との協議を重ね、県の栽培漁業基本計画の「案」を形にしていきます。最後に、完成した「案」を海区漁業調整委員会に諮問して御審議いただき、答申をいただくという流れになります。

その下に、「これまでの静岡県栽培漁業基本計画」の一部を記載いたしました。

昭和59年度からの第1次栽培漁業基本計画以後、おおよそ5年ごとに更新してまいりました。今回、御審議いただくのが、令和4年度から令和8年度までの「第8次栽培漁業基本計画」となります。

ここで、違和感を感じた方も多いかと思えます。それは、令和4年度から始まる基本計画を、令和4年度も、もうすぐ終わろうかというこの時期にお諮りしていることです。

これには理由が二つございます。一つ目は、国の基本方針

の公表が大幅に遅れ、令和3年度中に公表予定だったものが、令和4年7月1日と、今年度に入って3か月が経過してから公表されたためです。

基本方針については、それ以前に、骨子案や、基本方針案が示されていまして、大まかな調和は取りつつ基本計画の案は作成しておりましたが、やはり、最終的な作業は、基本方針公表後となりますので、ここで一つ目の遅れが生じました。

二つ目の理由ですが、放流用種苗を生産している「静岡県温水利用研究センター沼津分場」、昔の「静岡県栽培漁業センター」ですが、老朽化したこちらの施設を、今回御審議いただく第8次栽培漁業計画に基づいて再整備を行うため、県庁内での協議に半年かかってしまったためです。以上が、ここまで遅れた原因でございます。

次の、「策定スケジュール」を御覧ください。令和3年4月から、行政、研究所、種苗生産施設の職員を中心に、各漁協や市町にアンケート調査などを実施して、情報収集、分析、基本計画の素案の作成などを行ってきました。

その素案を、令和3年10月には、「第1回栽培漁業推進協議会」で、協議を行っております。この「栽培漁業推進協議会」についてですが、次の2ページの一番上を御覧ください。

「栽培漁業推進協議会」とは、伊豆、中部、榛南地域の栽培漁業推進協議会長、西部の浜名漁協の組合長に加え、漁連、漁業振興基金、遊漁団体、学識経験者で構成される会で、栽培漁業に特化したメンバーを中心に、素案を基本計画の案にしていくことを目的としています。

1ページの「策定スケジュール」にお戻りください。

途中になりましたが、令和3年10月の栽培漁業推進協議会で、基本計画の案を作成し、それを、令和3年12月の本委員会にて御審議いただき、承認いただきました。

令和4年3月の第2回栽培漁業推進協議会では、12月の本委員会で御指摘のあった意見の反映や、検討途中だった項目の確定など、最終的な調整を行いました。

令和4年7月に、国の基本方針が公表となり、後ほど御説明いたしますが、新たに追加された項目を基本計画に反映したもので、県庁内で協議を行ってまいりました。そして、令

和4年12月に県庁内での協議が終了して基本計画（案）が完成し、本日、御審議いただいているところでございます。

このあとの予定ですが、本日の委員会でいただいた御意見などを、必要に応じて内容に反映して、基本計画を策定し、県の公報に告示する予定でございます。

続いて2ページを御覧ください。「2 諮問内容」、「第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について」でございます。

お手元の資料、4ページから10ページにかけて、第8次静岡県栽培漁業基本計画（案）を添付してございます。本案のとおり策定したく、諮問させていただく訳ですが、こちらも、前述のとおり、前回の御説明から1年空いてしまいましたので、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、「対象種の選定について」です。下の表の通り、「放流対象種」と「研究対象種」に分けて選定しています。「放流対象種」は、需要や種苗生産、放流技術の完成度、費用対効果を考慮して選定し、基本計画において、生産・放流数量を定めます。

「研究対象種」は、将来的に放流対象種の候補になり得る魚種で、種苗生産、放流技術の開発が必要なものを選定しています。

1年前に御承認いただいた結果が表1と2になります。

表1の放流対象種と放流数量ですが、放流対象種は、マダイ、ヒラメ、トラフグ、アワビ類、放流数量がそれぞれ、95万尾、35万尾、9万尾、45万個となっています。

表2の研究対象種ですが、クルマエビ、ノコギリガザミ、クエ、キンメダイとなっています。令和3年12月の本委員会時には、研究対象種に、この4種に加え「ガザミ」が記載してあり、「削除検討中」となっておりました。

県内のガザミは、そのほとんどを浜名漁協の漁業者が漁獲していますが、その後、漁業者からの意見を集約したところ、「研究対象種からガザミを削除しても構わない。」という結果になったため、研究対象種から削除しています。

次に、「その他基本方針との調和」ですが、令和4年7月に公表された国の基本方針の中に、作業の自動化や省人・省力化を図るため、ICT導入に関する記載が盛り込まれたことを踏まえ、基本計画の中に、「なお、種苗生産技術の開発・

改良や中間育成の実施にあたっては、作業の自動化や省人・省力化を図るため、ICTの導入に努める。」の一文を追加しております。

以上で説明を終了させていただきます。それでは、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規程に基づき、「第8次静岡県栽培漁業基本計画」の策定について諮問いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、ただいまお示した案のとおり、第8次静岡県栽培漁業基本計画を策定することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

はい、前回第7次の時の、マダイ、ヒラメ、トラフグ、アワビの放流尾数はわかりますか。

○田中主幹

新旧対照表に掲載されています。資料17ページでございます。例えば、マダイは110万尾が第8次では95万尾、ヒラメは40万尾が35万尾、トラフグ15万尾が9万尾、アワビ類は45万個と変わりはありません。

○西原委員

マダイは減ると聞いていましたが、ヒラメもトラフグも減るんですね。

うちの会合でも、マダイに関しては、遊漁船は必要だと言うと思いますが、榛南地区の漁業者からは、マダイはいいので、次の研究対象にハタ類やサワラを入れて欲しいという意見がありました。

伊豆分場の発表でも、マダイの資源は豊富だと聞いているのでマダイが減るのは理解していますが、ヒラメはどうしても欲しいと言う要望がありました。わかりました。

○高田委員

マダイが減るのは、特に聞いていましたが、餌代がかかっ

て経費がかかるので、申し訳ないが少し減らしてくれということだと思っんです。確かにマダイが要らないと会場で言うと、市町が金を出していて、漁業者負担や漁協負担もあるので、それに絡んでしまう。

漁業者も同じように、マダイはいらないと言うけど、やはりそれともう一つ、クエはじめハタ類だったりアカムツだったり等が出てくる。話の中で、とりあえずクエにしてくれという話だったので、とりあえずクエをやってもらおうという話で収めています。そのような状況じゃないんですかね。

○田中主幹

今回マダイ、ヒラメが減っているのは、国の指針で、資源状況を勘案して放流尾数を決めるとなっているためであります。マダイ、ヒラメは資源量が良いので、放流尾数が減っていますが、この放流尾数を続けたら今の良い水準をキープできる、そういう数字になっています。

トラフグは資源水準が低位なので、本来であればもう少し放流すべきなのですが、先ほどありました受益者負担の観点から、9万尾。その代わり、放流適地である伊勢湾で放流を増やして、資源を増やしていく、そういう考えであります。

アワビ類は変わらないんですが、今放流できている数が30万尾を切っております。これを着実に45万尾放流して、資源を回復させるために、再整備を検討しております温水センター沼津分場でのアワビ生産施設の拡大を検討しています。クエについては研究対象種としていますが、先行して整備しています温水沼津分場の量産実証施設が今度の春から本格稼働いたします。ここで、クエやノコギリガザミの本格生産に向けた研究・実証をやっていく予定です。こちらも研究成果が出て生産数も伸びるのではないかと期待しているところであります。

○日吉委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、クエに非常に興味を持っていて、キンメは難しそうですが、クエの種苗生産はいけそうなんですか。

○田中主幹

クエは種苗生産初期にウイルス性の病気で一気に死んでしまうことが見られます。そこをクリアすると、できるとき

は1万尾生産できます。

○日吉委員

クエに興味を持っているのは、先ほどお話しした外洋の蓄養施設でクエを相当数入れているんですね。生育が非常に良いんですよ。網が変形しないタイプなので潮抜けも良くて、そこでクエができれば面白い。外洋ならウイルスもそれほど関係ないと思うんですよ。

○田中主幹

クエはハタの仲間で南方系の魚なので、今後の水温上昇をにらんでも有用な魚種だと考えています。

国の扱いとしても、マダイやトラフグは回遊性としていますが、クエはアワビ等と同じ地先種で基本的に動かないものとしています。

ただ、放流対象種の中で、はじめの成長がよくないですが、技術を磨いていってできればと思っています。

○日吉委員

たった2か月ですけど、明らかに成長している。

○高田委員

一点だけよろしいですか、以前、自分のところは定置があるので、市場を見ていて、マダイがあると鼻腔を確認するんだけど、ほとんどが天然。1年～2年くらいの小さいところで、なぶらによっては放流のものがあるんだけど。試験場に行っているいろいろ聞いたりしたんですけど、やはり放流したものが、天然魚と同じ生育状態だと天然魚が強いので、その時は放流したものはだめだと。ただ、何かの要因で天然魚がだめなときは、放流したものが生き残って支えていると聞いたので、そういうことを考えると、要らないかどうかというよりも、少しはそこにも目を向けないとかわいそうかなと思って、発言させていただきました。

○金指委員

皆さんの所が中間育成をしているかどうか分からないんですが、うちは青壮年部が担当で中間育成をしまして、ヒラメは搬入6万尾で歩留まりが50.4%で前年よりも歩留まりが良い結果になっております。マダイも26万尾で60.2%歩留まり。ヒラメは暮れになって獲れば、刺網漁業者も大分助かるので、是非放流事業を続けてもらいたいと思

ます。マダイがかかって、そこであんと儲かったという話はあまり聞かないんですけども、必要な魚ではないかと思っ
てますんで、マダイも十分に力を入れてもらえたらと思っ
ています。

○鈴木会長

必ず出てくる話が、マダイはそろそろよいのではないかと
いう話です。高田委員も言うように、漁協や市町も放流する
に当たって負担金を出すけど、その割に水揚げがない。ただ、
それぞれの漁協の体力も衰える中、それだったらクエ等の他
の魚種に少しずつ移行するのもひとつの手ではないかと私
は思っています。

それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問が
ございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋ですけれどもお願いします。

まず、トラフグとアワビについてお伺いします。トラフグ
については、案には賛成しますが、先ほどの議論にもあった
ように、伊勢湾を中心とした産卵場で、愛知、三重、静岡の
3県で系群が形成されているということで資源管理を行うの
が基本だと考えておりますが、トラフグについては、静岡の
実態は分かりましたが、三重、愛知の実態はどうかお伺
いしたいのが一つです。

それからもう一つ、アワビも含めてですが、7ページにあ
る、目標年における到達段階についてです。目標年について
は、Eという段階になっていますが、トラフグ、アワビにつ
いて、Eと選定した根拠は何なのか。私は、Eというのは目
標値が少し高いのではないかと個人的には考えていますが
その点についてお伺いしたいと思います。

また、アワビについては、現在、かなり全国的に量が減っ
ていて、絶滅危惧種に指定という話も出ていますが、アワビ
の生産量のマキシマムに近い生産をするという考え方でよ
ろしいのかどうかお伺いします。よろしくお願いします。

○田中主幹

まずトラフグについてお答えします。実は私は20年くら
い前、このトラフグの放流技術開発の研究を担当しておりま
した。そこで、愛知県や三重県の試験場と一緒に、同じ標識

を用いていろいろな場所に放流して調査をして、静岡県ではえ縄で1歳以上で取る場合には、トラフグの稚魚が成育するには、伊勢湾に放流した方が良いという結論を得ました。

その頃は、愛知県の常滑沖が、現在放流しております三重県の有滝よりもさらに放流効果が高かったですが、そこはクルマエビの中間育成場所のため放流をしないで欲しいということで、現在の三重県に放流することになっております。そのため愛知県も基本的には伊勢湾に放流しています。三重県も安乗等、伊勢湾で放流しています。ただ、熊野灘だけは違った動きをしまして、放流効果は低くなるんですが、熊野灘で放流しておりました。現在の詳細な状況は把握できておりません。

続いて、到達目標についてですが、Eは事業化実証期となっていて、この目標が高いのではないかとということですが、これは放流計画という点において、目指すところとしては、やはり事業化というところではないかということで検討して、Eといたしました。

○鈴木伸洋委員

一つよろしいでしょうか田中さん。

実はなぜこれを聞いたのかというと、8ページに技術開発の課題がありますが、ヒラメやマダイと比べて技術開発がかなり初期段階に近いと思うんですね。その点と整合性があるのかも含めて質問をしていますがいかがでしょうか。

○田中主幹

確かに長年行われている魚種と比べると、確かにそうではあるんですが、親魚の雌雄判別技術の開発、長期育成技術の開発というところを目標としてあげていますが、徐々にではありますが、技術の向上が見られております。

アワビ類については、静岡県ではメガイアワビとクロアワビを放流しております。メガイアワビはカジメを食べるので磯焼けにも弱いわけですが、クロアワビはカジメ以外の海藻も食べ、たくましいため、放流の要望が強いです。メガイアワビについては技術がほぼ完成している。クロアワビについては、技術目標はマダイ・ヒラメよりは遅れているかもしれませんが、5、6年間でもう少し上に行けるのではないかとということで、Eという設定にさせていただきました。

- 鈴木伸洋委員 わかりました。もうひとつ、アワビの放流尾数についてですが、今、静岡県が生産量の最大値がこうなっているので放流量がこうなのかについて、お伺いしております。
- 田中主幹 アワビの資源量は確かに減っております。また、黒潮大蛇行が観測史上最長を記録している中で、伊豆半島では磯焼けが発生して、さらに苦しい状況になっているところで、メガイアワビではなく、先ほど説明したクロアワビの放流要望が強くなっております。県としてもクロアワビに力を入れて資源の回復を図りたいと考えているところであります。
- 鈴木伸洋委員 放流尾数をもっと増やせないかということも含めて、いや、生産尾数がこれが限度なのかどうなのか、というところでは。
- 田中主幹 目標は今でも、45万個というところではございますが実際、今の施設では、生産量は30万個を切っているところです。これを45万個を確実に生産するには施設の増強が必要でございます。そのために、温水沼津分場の再整備をおこなないまして、アワビの種苗生産尾数を今より拡大する計画になっております。
- 鈴木伸洋委員 量産するとこの数値かもしれないですが、第7次と8次で同じ放流尾数になっているわけですけれども、技術開発の中で放流尾数を増やしても、現実環境の問題もあるんでしょうけれども、放流場所の問題や放流方法も、かなり重要な事になってくると思うのですが。そこは例えば8ページのアワビの種苗放流については、低コスト放流技術の開発ということでそれがまとめられているんですけれども、7次と8次で、どこが目標が違ってくるのか、放流尾数が同じなのにかかわらず、何が目標値として定められるべき技術なのか、というところはどうでしょうか。
- 田中主幹 私としましては、同じアワビ類でも、クロアワビの比率を高くすることで、例えば現在起きている黒潮大蛇行に対応で

きるような種苗を増やして、資源を増大する方法も1つだと考えています。

アワビ類となっていますが、その比率を変えて対応しているのではないかと考えています。

○鈴木伸洋委員

やはり、そういう部分を含めて考えると、到達目標を8次でEとすると、次の段階の9次でかなり苦しくなるのではないかと思うんですよね。ですからそこら辺の整合性、技術の到達度の目標値そこら辺を含めてもEと考えても良いかという点について、個人的な意見ですが、多少疑問に思いました。ありがとうございます。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○李委員

16ページの8次の案のところに、「遊漁者などについて理解を深める」となっていますが、漁業者さんがやっている遊漁船というよりは、プレジャーボートの人たちへの周知や情報提供が必要だと思っていますが、この中に、明確にそういう文言を入れられないでしょうか、というのが一点と、また、同じ部分なんですけれども、その下に「幼稚園や小中学校への出前授業」となっているんですけれども、できればここに大学も入れて欲しいということも思ったんですけれども。この2点です。以上です。

○田中主幹

ありがとうございます。

遊漁船の方には放流負担金を協力いただいている現状の中で、確かにプレジャーボートはどういうシステムでやったら良いか、非常に難しく考えあぐねている部分がございます。

大学という文言については、検討させていただきます。

○李委員

プレジャーボートの点に関しては、非常に難しいことではありますが、情報提供や周知は徹底的に届くようにすることが必要かと思えます。以上です。

○影山委員

栽培漁業の到達すべき段階だということで、新旧対照表だ

と、19 ページに7次の計画と併せて表が示されております。基本的に到達段階については、前回の計画で目指していた到達段階に、現状届いていないということで、全く同じ段階の表が二つ並んでいるということですよ。私自身、個別に対象魚種について、県職員時代にいろいろ関わってきたことがございますので、技術的な問題もある程度は承知をしています。また、指定法人にいたこともありますので、栽培漁業の最終的な段階に進めていくということは非常に難しい問題が多々あるということは充分承知をしております。

前回の計画で結局到達段階については達成できていない。その辺、何が難しい問題なのか、重要な問題なのかということ。それから、今後ステップを踏んでいって、事業実証期に4魚種ともいくことを目指していく中で、これまでの対応をどういうふうに改善して進めていくような考え方がおありなのか。

私自身の考え方としてはですね、これまでの経験も含めると、生産とか放流とか技術の問題もありますけれども、栽培漁業ということを考えると、費用負担が非常に大きいのかなと思います。これは難しい問題ですし、大変に重要な問題かと思えます。そういう点について、やはり何かしら今までと変わったような取組を考えていかないと、また次の時期になっても、同じように到達段階が据え置かれると。そうすると、新しい魚種への対応とか、そういうこともしにくくなってきますので、どうしても進展をさせていくということに関しては、やはり避けて通れない問題かと思えます。ここで明確な答えを求めるつもりはないんですが、是非もう一度大胆にですね、費用負担の問題、御検討いただきたいなと思っております。

○田中主幹

ありがとうございます。

○鈴木会長

他にございませんか。

○西原委員

受益者負担として5%、マダイとヒラメに関しては出していると思うんですよ。それを坂井平田の方ではネッツトヨタさんが、この取組に賛同してくれて、寄付をしてくれていま

す。先ほど李先生が言ったように、いろいろな所に、こういうことをやっているということ、皆さんに周知徹底したら良いのではないかと思います。

○眞鍋委員

眞鍋です、お願いします。

クロアワビとメガイワビでクロアワビを多く放流していくということですが、まず市場で値段はどれくらい違いがあるのですか。

○高田委員

クロアワビはいま、1万3千円程度、高ければ暮れに1万7千~8千円程度したのかな。

今は、箱めがねで採る漁と、刺網に引っかかったものがあるんですが、うちの方はクロアワビもメガイもほとんどないような状況なので、伊豆半島では今は高い。今までだったら3割程度の差があって、クロアワビの方が高いです。

○眞鍋委員

クロアワビが多い方が良いんですね。

○西原委員

生息域が違う。深さが違う。

○眞鍋委員

採り方も違うということですか。

○高田委員

手っ取り早いのは潜水だけど、今は、箱メガネで獲っています。ただ磯焼けのため激減している。

○眞鍋委員

わかりました、どうもありがとうございます。

○日吉委員

はい、先ほど影山委員がおっしゃっていたことに大賛成です。漁業者も減っている中で、費用対効果を見直すべき時期だと思います。新しいことを是非やって欲しいと思います。

○安間委員

先ほどのプレジャーボートの件ですが、いろいろなところで水揚げの確認ができないと、漁業者だけやっても仕方ないという意見もあると思いますが、これは全国的なものかと思いますが、国からそういうことを検討しているというこ

とが考えられるかどうか、それをひとつお聞きしたいということと、もう一つ、影山委員も言われた、「漁業振興基金が枯渇しているから、県の方でも何とかやってくれないか？とても漁業者だけでやっていけないよ。」ということを書いてきたんですが、県の検討結果が出ていたら教えて欲しいのですが。

○田中主幹

一点目のプレジャーボートについての国の方針については、基本方針の個人で持っているということについては、特に国から出てはいないです。

次に放流費用については、確かにおっしゃるとおりで、マダイ、ヒラメが単価が下がってきたり、漁獲されたりしないと、なかなか収入に反映されなくて、そこからの還付金は確かに減ってしまうということはもちろんあります。

ただ、栽培漁業の目指すところは、受益者負担で回すというところで、実際マダイは遊漁の方が漁業者の2、3倍獲っているというところもありますし、そういうところからも、負担を求めないと不公平かもしれないというところがあります。その中で具体的なコスト削減策がないのが正直なところですが、中間育成技術が向上しておりまして、今回の生産尾数から放流尾数を定めるときに、中間育成の歩留まりも考慮するのですが、第7次から小さくなっています。

一方で、今漁獲されているうちの、放流魚の印がないとしても、4割～半分が放流魚という研究結果も出ております。放流をやめると、漁獲量が今の半分になってしまう。そのように放流効果が確実に見えているものもありますので、今後魚種ごとに放流効果を見定めながら検討したいと思えます。

○鈴木会長

他にございませんか。

漁業者が費用を出して負担をして、そのことがためになるかならないかという考え方が一番大事だと思うんです。

確かに海に魚が増えていけば良いが、これまで10やってきたマダイを8割に減らして、残りの2割を他の漁業者が喜ぶ魚に転換するのも1つではないかと思えます。

それでは随分長くなりましたが、このことについて、原案

のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、諮問事項の「ア 第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について」、原案のとおり了承します。

予定時間を随分過ぎましたが、ここで、10分間の休憩とさせていただきます。10分後に議事を再開します。

—休憩—

○鈴木会長 それでは議事を再開します。
局長、どうぞ。

○板橋局長 休憩前の議論の際、李先生から、プレジャーボートへの周知が必要だということと、幼稚園、小中学校の出前授業とある中に大学も入れて欲しいという御意見がありました。

プレジャーボートについては、漁業者等、という書き方で良いかと思いますが、大学については、大学の他、専門学校も対象となると思われますので、ここは教育機関における出前授業、というように文言を変えさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員 異議なし

○鈴木会長 では、そのようにお願いします。

それでは、諮問事項の「イ あおりいかしば漬け網漁業の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○山田主査 水産資源課の山田です。よろしく申し上げます。資料2を御覧ください。

あおりいかしば漬け網漁業については、あおりいかを漁獲対象とする船びき網漁業です。ヤマモモや椎の木等の常緑樹の枝でアオリイカが産卵する粗朶礁、これは枝を束ねたものになります。それを人工的に作り、産卵に来たあおりいかを網で囲み、粗朶礁は引き揚げずにイカだけを引寄せて漁獲

する漁業です。

網の形は下の図の左側のとおりです。

操業は一回当たり 30 分から 1 時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐるりと一周して網を広げ、その範囲にいるイカを漁獲します。粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げたあとまた戻します。粗朶礁は複数の場所に設置しており、順番に操業しているようです。

それでは許可の取扱いについて御説明します。

「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 1 基本方針 (6) 短期許可等について」、あおりいかしば漬け網漁業は「来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする」と定めています。このため、今回、新たに令和 5 年の春から夏にかけて操業する許可について諮問いたします。

現在、許可証を発給しているのは、沼津市では静浦漁協と内浦漁協、伊豆市では伊豆漁協の土肥支所となります。許可件数の推移は直近 5 年分では以下のとおりです。令和 4 年では静浦が 5 件、内浦が 7 件で合計 12 件、それから土肥では 3 件となっております。

次に、操業区域についてですが、各漁協とも共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っております。

実際の漁獲状況です。2 ページを御覧ください。地区ごとの漁獲量と操業 1 回当たりの漁獲量、CPUE をグラフで示しています。漁獲量は棒で、CPUE は折れ線で示しています。各グラフの横軸は年を、縦軸の左は漁獲量、右は CPUE を示しています。漁獲量については、特に沼津市の内浦と静浦で年による変動が大きい傾向にありますが、折れ線で示した CPUE については各地区で平成 31 年を中心に高くなっていることから、この年は資源状況が良かったのではないかと考えていますが、それ以外の年ではおおむね安定しており、明らかな低下傾向にはないと考えられ、引き続き昨年と同じ内容で許可を行うこととしたいと考えております。

それでは 2 の諮問事項を御覧ください。あおりいかしば漬け網漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第 11 条第 3 項に基づき制限措置の内容及び許可

又は起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき許可の有効期間を、別紙告示案のとおり定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。この諮問内容となる告示案については4ページに記載しております。4ページを御覧ください。

制限措置については、漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、隻数いずれも昨年と同様の内容であり、変更はございません。

(2)として、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和5年3月1日から同年3月31日までの1か月、(3)の備考には、この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和5年8月31日までとしています。

皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案通りに県公報に掲載いたします。なお、軽微な修正等あった場合には事務局に一任していただければと存じます。以上よろしくお願いたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、昨年と同様の許可を出してよろしいか、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員

沼津地区が主となります。去年の水揚げについて聞いたところ、ゴールデンウィーク前に少し獲れていたようで、その後2か月間不漁が続いたようなのですが、その不漁のあと、許可が切れるまで、良い漁があったと聞いております。資源的にも少なくなっているとは思えないということでしたので、同じ許可をお願いしたいと思えます。

○鈴木会長

ありがとうございます。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項の「イ あおりいかしば漬け網漁業の許可について」、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項の「ウ 小型機船底びき網漁業手続第3種漁業（貝けた網漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○山田主査

水産資源課の山田です。よろしくお願いします。資料3を御覧ください。

小型機船底びき網漁業手続第3種漁業（貝けた網漁業）の許可につきまして御説明いたします。まず背景ですが、本漁業はナガラミやハマグリを漁獲対象とする小型機船底びき網漁業であり、右の図に示しているような漁具を船で引っ張ることにより、砂地の海底をかいて貝を漁獲する漁業でございます。遠州灘沿岸では主にナガラミを漁獲し、吉田沖では主にハマグリを漁獲しています。1回あたり30分から1時間網を曳きまして、1日に3～5回程度操業します。

許可の取扱いにつきましては、許可などの取扱方針の基本方針の6に短期許可等について、「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し、短期許可扱いとする。」と定めています。

また、操業に際しては、ながらみの生態学的知見が乏しいこと、資源状況を注視する必要があることから、モニタリング的な調査を継続して実施することとしています。

今回お諮りするナガラミ漁業は、遠州漁協所属船に関するものとなります。

図1を御覧ください。棒グラフはナガラミの漁獲量を、折れ線は1日1隻あたり漁獲量、CPUE といいますが、これを示しています。遠州地区におけるナガラミの漁獲状況につきましては、平成22年以降は、漁獲量が10トン以上、CPUEは

50 kg以上でしたが、平成 27 年には大幅に減少し、平成 28 年と令和元年にはほとんど獲れませんでした。

平成 28 年と令和元年に漁獲量が著しく低下したことから、翌年の許可証の発給を停止し、特別採捕による資源状況のモニタリングを実施しました。また、令和 3 年においても前年に引き続き、特別採捕によるモニタリングを継続しています。

そして、令和 3 年のモニタリングの結果、本委員会で知事許可漁業として操業可能と判断されたことから、令和 4 年には許可証を発給しております。

令和 5 年のナガラミ漁業については、昨年 12 月に遠州漁協から当該漁業許可を受けたい旨の要望書が提出されております。7 ページを御覧ください。要望書では昨年と同じ区域、期間で許可願いたいというものです。

それでは、令和 4 年の漁獲の状況に説明いたします。1 ページにお戻りください。図 1 を見ていただきたいのですが、ながらみの CPUE は令和 4 年度は 28 kg となり、昨年、一昨年の結果を下回りました。ただ、2 ページの図 2 を見ていただきたいのですが、漁期中の 1 隻あたり漁獲量については、おおむね 20~30kg で安定して推移しており、急激な低下などは認められなかったこと。またその下の殻径組成を見ていただきたいのですが、令和 4 年の殻径組成は、殻径 33~35 mm の個体、3 歳以上でピークが見られており、昨年生まれの殻径 10 mm 台の 1 歳や殻径 20 mm 台の 2 歳も認められておりました。このことから、令和 5 年においては、状況を注視し、資源管理を行いながら知事許可漁業として許可証を発給したいと考えております。

また、3 ページの表 1 を御覧いただきたいのですが、昨年の委員会で鈴木伸洋委員から成熟に関する知見についても収集するべきとの御意見をいただきましたので、操業ごとに漁協さんの方でナガラミ 10 個体を茹でた後、殻を取り除いた個体を写真撮影し、県庁に提出いただき、その写真を鈴木伸洋委員にお送りし、御確認いただいた結果を示しています。

これを見ますと、4 月はほぼ全個体が成熟個体でしたが、5 月には産卵後の個体も見られるという結果が得られており

ます。昨年から始めた調査なので、次年度も継続して続けていく必要があると考えています。

話を戻しますが、令和5年漁期については、知事許可漁業として許可証を発給したいと考えておりますが、引き続き資源管理を行いながら、資源状況を注視する必要があると考えています。そのため、以下の(1)に示しておりますように資源管理(若齢貝の保護)のため、「殻径25mm以下の個体は放流すること」を許可の条件に付し、(2)では、資源管理のため、4月の操業でCPUEが非常に低い場合(平成28年や令和元年程度)は、5月の操業を自粛する。これは昨年の委員会の時に御指摘のあった内容を明文化したものです。そして、(3)では、資源状況をモニターするため、①は、ナガラミの殻径組成を把握するため、操業した許可船舶1隻当たり期間中1~2回の頻度で、概ね100個体のナガラミの殻径を測定することとし、②につきましては、昨年に引き続き、旬別に1回の頻度で、その期間に操業した許可船舶の内いずれか1隻が、概ね10個体、殻を取り除いた個体を写真撮影することを実施し、水産資源課に報告することを指導していきたいと考えています。

2の諮問事項を御覧ください。

小型機船底びき網漁業手続第3種漁業(貝けた網漁業)の許可につきましては、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき有効期間を定めたいので、委員会の意見をお伺いしたく諮問します。

制限措置につきましては、6頁を御覧ください。1に漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格を示しておりますが、昨年と同様であり、変更点はございません。許可等をすべき船舶の数につきましては、昨年より1隻減り10隻となっております。2に許可を申請すべき期間として、令和5年2月15日から3月15日までの1か月間、3に有効期間として、許可日から令和5年5月31日までとしたいと考えております。

なお、軽微な修正などありました場合は事務局に一任いただきたいと思います。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、資源の状況を注視しながら操業するというので、知事許可漁業として許可してよろしいか御審議をいただきたいと存じます。
- 鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 漁業者委員 (特に意見なし)
- 鈴木会長 では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
それでは安間委員お願いします。
- 安間委員 私が関係するところであります。昨年始まったときに、今年度は良さそうだと言いましたが、その後、天候の関係とか、このナガラミについては、場所によっても採れ具合が変わるのでうまくいかず、結果的にはそれほど良くなかったわけですが、今年度も是非やっていきたい。資源管理を自主的にしっかりやりながらやっていきたいとのことでした。
また、これは特殊な漁法で、このままいくと無くなってしまふという心配もあるので、資源管理を徹底するようにということを強調しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。
- 鈴木会長 はい、ありがとうございます。
他にございませんか。鈴木伸洋委員どうぞ。
- 鈴木伸洋委員 ありがとうございます。
私が判定したものは、大分前に資源課から要望いただいて、組織学的な所見を踏まえて、ある程度、茹でた後の生殖腺の色でも成熟状態が分かるような仕組みでやっております。組織でしっかりと、生殖腺の状態を見たものとあまり変わらない結果と考えています。

まず、令和3年、4年は、それぞれ10mm台、20mm台、30mm台以上の3つの年齢群がそれぞれ存在しておりまして、このような状況なら、次の年も継続的に産卵群が出てくるという状況が得られると思っています。ただ、まだまだ量的には少ないところがございます。また、漁獲をするのがどうしても産卵期ということも含めて考えると、現在のような形で、調査も兼ねた知事許可の漁業を継続するのが妥当と思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木会長

はい、影山委員。

○影山委員

昨年、CPUEのデータ等から資源に良い兆候が見える、回復傾向にあるのではないかという判断をしたと思っています。

しかしながら、今回のデータを見ると、判断が少し甘かったのではないかと反省をしております。

漁獲量をグラフで見ると、全体としては低位。CPUEもよく見ても中位という状況かと思っています。殻径組成も、前年と比べると1~2歳はやはり比較的割合が少ないですね。元々CPUEも中位以下なので、要は資源量自体が少ないので、1~2歳の発生量も少ないと思われます。

漁期中の漁の変化というか、CPUEが下がることが資源悪化の兆候と思われると考えていたので、そういう兆候が見られないということでしたが、現在はこの兆候では資源の判断をするには不足と考えています。そういう意味で、今年の特別採捕で得られた、CPUEの増加や資源回復の傾向にあるとみていたが、それはなかったと見るべきだと思います。

今後の対応としては、どういう形であれ、操業は昨年のことを踏まえて、抑制的に行っていく必要があるかと思っています。鈴木先生が見ていらっしゃる産卵データからも、操業の時期についても考慮する必要があるのではないかと感じておりまして、今回の条件として、CPUEが非常に低い場合、自粛と書いてありますが、平成28年、令和元年の値は、これはほぼ漁業が成り立たない段階なんですね。これはちょっと判断の基準としてあまりに低すぎるのではないかと思います。これでは事実上、操業に船は出ないんじゃないかと思

うんですね。もう少し判断基準を高くしないと資源保護にはならないかなと思います。できるならば、産卵期前にはあまり獲らないで、産卵期以後に卵を産ませてから獲るとか、何かしらもう少し抑制的な条件で操業すべきではないかなと。それが実質的取組なのか許可条件なのかは考え方があるかと考えますが、昨年と同じ条件というよりも、かなり抑制的に操業を行って、その結果を見るということが資源の保護のうえでは大事かと思えます。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋です。すみません。私、言い間違えてしまったんですけれども、知事許可でなく、特別採捕のまま続けるというのが私の意見であります。

今、影山委員からの御発言もありましたが、去年の調査、それよりも前の調査も行っていますが、水温にもよりますが、6～7月になると、産卵を終えた個体がほとんどになるんですね。ナガラミは、1個体が産卵期に何度も産卵するというものではありません。卵が成熟すると全部卵を出してしまいますので、次に卵が成熟するには時間がかかります。たぶん産卵期には、雄も雌も、そろそろとある場所に集まってきて産卵するタイプだと思うんですね。ですから産卵期を外すと、漁獲するのに努力が必要になる可能性があるかと思っています。産卵期前から産卵期盛期に特別採捕で漁獲していますので、現在のやり方で、いつまで個体の大きさが理想的に続くのか判断をしながら、現在の特別採捕で調査漁業をやっていくということに賛成したいと思えます。

○鈴木会長

鈴木伸洋委員、影山委員の発言に対して何かありますか。

○山田主査

今回諮らせていただいているのは、去年は知事許可証を発給したんですけれども、それをまた今年につきましても発給したいというのが今回の内容であります。

先ほど影山委員から御発言ありましたように、4月のCPUEが低い場合の判断が甘いのではないか、ということにつきましては、漁協さんと話をしながら、もう少し高いところをもって判断したいと考えております。そこも加味しながら昨年と同じように許可証を発給し、もう少し判断基準を厳しくし

たうえで、5月の操業については、その結果をみて判断したいと思っております。

○鈴木会長 ただいま事務局からこのような返答がありましたけれども、いかがでしょうか。

○田口委員 田口です、少しよろしいでしょうか。
鈴木先生にお聞きしたいんですけれども、5月19日が成熟数が7で、5月31日が2でしたよね。ということは、19日から30日の間に結構な産卵が行われたと思われるんですけど、このデータがもう少しあれば、産卵時期の判断が皆さんができるようになるのではないかと思うんですね。

○鈴木伸洋委員 それについてなんですけれども、ここに詳細なデータの記載がないところがあるんですが、実は獲られている場所が2箇所ありまして、場所が違ったものを、全て合わせて報告しているんで、産卵場が一か所というわけではないと思うので、今の田口先生のお話については、そうとは限らないかも知れないし、そうかもしれないという、非常に曖昧なところですよ。

○山田主査 鈴木先生、ここに示してあるデータは、遠州のみの結果ですよ。

○鈴木伸洋委員 遠州のみなのですね、それならば、その間に集中して産卵した可能性もあるし、そうとも言い切れないという、データ的には何とも言えないです。

○田口委員 特別採捕を続ける中で、こういう獲り方をして、こういうデータが欲しいというのを漁業者さんに伝えて、もう少し精度を上げたら良いのではないかと個人的には思います。
また、小さい稚貝がどこにいて、それをどのように保全していったらもうちょっと稚貝の生存率が上がるのかということを見極めていけたらいいなと思います。

○鈴木会長 三浦委員、どうぞ

○三浦委員

三浦です、よろしくお願いします。

今のところなんですけれども、3ページの②にある、10個体の獲り方ですが、どのように獲られているのでしょうか。

例えば何も見ずに10個をぱっと取っているのか、これは良さそうという形で取っているのか、そこでちょっと違ってくるのかと思ひまして、サンプル採取のルールはどれくらい標準化されているのかお伺いしたいです。

○山田主査

表1の右から2番目に、調査個体の平均殻径とありますが、小さ過ぎると成熟の状況を見ても意味がないというところもあって、ある程度茹でた後に取りやすいことも考慮して、30mm以上の個体を取るよう指導しています。

その結果、ここに書いてあります、平均殻径30mm以上のものが出てきているということでございます。

○三浦委員

はい、ありがとうございます。

○鈴木会長

ちょっと事務局に聞きたいんですけども、知事許可漁業で操業することと、特別採捕での操業する場合の違いはどういうところがございますか。

○山田主査

特別採捕の場合ですと、操業回数が2か月に何回という設定していますが、許可の場合だと操業回数の制限がなくなります。また、特別採捕の場合には、操業ごとに100個体程度の殻径測定という指導をしていますが、許可化した場合は、期間中1、2回の頻度で測定してくださいという、そのような違いになります。

○鈴木会長

特別採捕の場合でも、それが商売として成り立たない訳ではないということですね。

特別採捕の場合は、操業回数がひと月何回までという決まりがあるんですか。

○山田主査

ございます。不確かなところがあるんですが、2か月に何回、そのうち1か月に何回かという回数の制限があるのは確

かです。そのため、1 隻あたりだいたい 2、3 回くらいしかできないうことになります。

○影山委員

ちょっと関連した話で発言よろしいでしょうか。

グラフからこれまでの実績が問われているので、私はグラフから読み取って、漁獲量、CPUE、許可の隻数がアバウトにわかるものですから、それから延べ隻数を算出してみたんですが、そうするとかなり漁獲の多かった平成 25、26 年は延べ隻数で 200 を超える出漁になっていて、特別採捕の時は 30 前後。

昨年の令和 4 年の延べ隻数は 93。大雑把に言って、すごく獲れていた時期でも、昨年の出漁の倍ちよつとの操業回数。それから特別採捕の時は 30 前後なので、1/7 くらい。昨年の出漁は特別採捕に比べて約 3 倍の延べ隻数です。

そういうことから考えると、昨年の 93 の延べ隻数をむやみに増やすことは、今の状態からはまずいかと思いますし、もし資源が良い状態なら、去年の出漁の倍くらいで過去のレベルが高い漁獲量にならないといけないと思います。その辺を考えながら、全体の操業日数も考慮する必要があるかと思っています。

○鈴木伸洋委員

ちょっとよろしいでしょうか。影山委員、実は何年かこの調査をさせていただいて、去年、少し産卵個体の出現時期が早かったというのがひとつあるんですね。

水温が上がり気味になってきたときに、こういう傾向も出るはずなので、やはり先ほど言ったように、知事許可ではなく、特別採捕で、もう一度しっかりした調査計画を立てた形で採捕に戻した方が良いのではないかという意見を述べさせていただきます。

○鈴木会長

すみません、1 分間時間をください。

——— 休止 ———

○鈴木会長

それでは再開させていただきます。いろいろと意見が出尽くしたようですので、ここで採決をとりたいと思います。

一つは知事許可漁業として許可をするけれども、昨年の操業回数を上回らないこと、もう一つは、特別採捕として、ある程度の回数を決めて、資源保護に努めるというものです。

それでは、特別採捕に賛成の方は挙手を願います。9名です。ね。

では知事許可漁業で去年の回数を超えないという意見に賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。

それでは多数決で、特別採捕という形でもう1年資源管理に努めるという方向にさせていただきます。

それでは 諮問事項の「ウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について」、特別採捕による操業といたします。

続きまして、諮問事項の「エ くらまぐろ（小型魚）及びくらまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。今、会長が読み上げてくださったくらまぐろの諮問について、お手元の資料4を御覧ください。

I 経緯の【資源管理の経緯】については、以前から継続して御説明しておりますので割愛いたします。次にIIの【諮問事項】です。1の数量変更の考え方についてですが、小型魚は他県との融通（譲受）が成立した場合に、漁船漁業等、定置漁業に配分したいと思います。なお、今回、留保の解放は想定していません。

大型魚は2パターンあり、①県留保分を、漁船漁業等のうち「はえ縄漁業」に配分したい、②他県との融通（譲受）が成立した場合に、漁船漁業等のうち「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣り漁業」に配分したいというものです。

県内の採捕状況については、下の2に記載しています。まず小型魚です。小型魚は体感的に増えておりまして、定置漁業では春先から放流を継続しています。サイズは夏よりも大きくなってきております。放流数量も3万尾を越えており、一生懸命放流をしていただいているものが、数字として積み上がってきているという状況です。

数字的などころを申し上げます。2ページを御覧ください。

い。小型魚の消化率は漁船漁業等、定置漁業ともに 80%を越えております。漁船漁業等につきましては、1 日の漁獲が 1.5 トンを越える日もありまして、1 月 10 日には漁船漁業者に対し、目的採捕の自粛及び混獲時び生体放流の実施を指導しているところです。定置も漁船も採捕を抑えてもらっているというのが現状です。

次に大型魚です。定置漁業では、現在までに 1.1 トンの入網があるまでで、例年と比べて大きな変化はありません。

次に漁船漁業等ですが、「はえ縄漁業」と「ひき縄釣り漁業」、ともに 12 月以降に採捕を開始しています。なお、前回の海区で諮問したとおり、令和 3 管理年度からの繰越しに基づく国からの再配分を、「はえ縄漁業」と「ひき縄釣り漁業」にそれぞれ 4.7 トンずつ配分済みです。

「はえ縄漁業」では、資源管理協定による自主 I Q を実施中で、「ひき縄釣り漁業」では、少ない漁獲枠を『ヨーイドン』のダービー方式注で採捕するため、漁業者間で操業時期を調整し、有効に利用するよう努めています。

同じページの下にありますのが、知事管理漁獲可能量、採捕の種類別、期間別の割当と、その消化状況の表となります。1 月 23 日時点のものですが、表の 1 番右の列が消化率です。小型魚の消化は県全体で 80%弱、太枠で囲った所を御覧いただくと、年間の消化率が 85%、定置漁業では 79.8%となっております。

大型魚では漁船漁業、定置漁業ともに、消化はそれほど進んでおりません。これが県内全体の枠の消化状況です。

次のページに、諮問に係る配分案をお示ししています。県は現在、小型魚、大型魚ともに国の実施要領に基づき、融通要望として譲受、つまりもらい受けるだけの申請をしております。

これを前提に配分案を御説明します。まず (1) の小型魚です。現在、県が保持している留保は 2 トンです。現在、くろまぐろの群れが継続して来遊していること、つまり漁船漁業でも定置漁業でも採れてしまう可能性があり、かつ残りの期間が 2 か月もあることから、今回留保を解放することはせず、採捕状況を見ながら 3 月に解放したいと考えております。

なお、他県との融通で譲受の申請をしておりますので、これが整った場合には、漁船漁業等と定置漁業で1/2ずつ配分したいと考えておりましたが、昨夜、水産庁から連絡があり調整は不成立とのことでした。実情としては、譲ってもいいという量に対して譲って欲しいと希望する量が多すぎて配分不可能ということでした。これは小型魚、大型魚ともにそのように聞いております。このため、現時点では配分なしなのですが、継続して要望していく中で配分があれば、このようにしたいと考えています。

次に大型魚です。こちらは消化率に余裕がありまして、例年どおり県が保持している留保について、当初からの留保2.4トンが漁船漁業等のはえ縄漁業に配分したいと考えております。他県との融通につきましては、先ほど御説明したとおり今回は譲受希望が通らなかったため、今後、融通が成立した場合は、漁船漁業等に全量を配分した上で、はえ縄漁業とひき縄釣漁業の2つに1/2ずつ配分したいと思います。

ページの下に、変更案をお示ししておりますが、数字上は大型魚の留保解放のみの表現となっておりますので、いつもの横書きの表を、1番最後のページの9ページに添付してございます。9ページを御覧ください。

資料をA3横にしてございます。上半分が小型魚、下半分が大型魚です。表は、左から年度当初のスタート時から現在までの数量変更を示しております。丁度、折り目のところにある列の右隣、変更※9が現時点の県枠の数量となっております。これをさらに次の右の矢印のところにありますように、融通で譲受が成り立った場合、小型魚は漁船と定置に1/2ずつ、大型魚は漁船漁業等のはえ縄とひき縄釣漁業に1/2ずつ配分したいと思います。

また、大型魚につきましては、県留保枠のうち4月当初からあった留保2.4トンが漁船漁業等のはえ縄漁業へ配分したいと思います。

以上が県の配分案です。

今回の数量変更については、6、7ページに告示案を掲載しておりますが、こちらは変更がわかる部分のみ変更後の数値としております。最後の8ページは関係法令の抜粋です。

なお、今回の数量変更のうち、大型魚の留保解放につきま

しては、本案が問題ない旨の答申が得られれば、速やかに数量変更の процедуруして、留保を解放する予定です。

それでは、大型魚の留保解放、それから譲受が成り立った場合の数量変更の方法について、御審議のほどよろしく願います。なお、告示案に字句等の軽微な変更があった場合、それから譲受数量が確定した後の数字の記載については、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。以上、よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、まだ譲り受けられるかどうかわからないんですが、皆様には、小型魚及び大型魚について譲受があった場合の配分のやり方、それから小型魚は留保の解放は今回しないこと、大型魚の留保は漁船のはえ縄につけることについて、御審議願います。

○鈴木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○日吉委員

今の小型マグロの入網状況についてお話をさせていただきますが、今、定置協会では5kg以上だけは水揚げしております。それ以外は全て放流するという自主規制を今月出しました。今は80%を超える状態になっているので、非常に怖いです。1月だけでも6千尾近い放流がありました。以前の海区では1kg前後というところでしたが、今は3kg程度あります。実は食べたら非常に美味しいんです。値段も1,500円とかすると思うんですけども。県下の漁業者も理解してくれてそれに従っています。

放流尾数のことなんですけれども、たもですくっている尾数ならわかるんですが、網の後ろ側にまわると網の口から出ていくんですけど、それは尾数がわからない。バーっと黒いものが出ていく感じ。

資源管理が大事だと僕はここで力説しているけど、マグロは国際的圧力で相当厳しい規制を8年くらいやっています。

この前、岩手県に視察に行きましたが、岩手県もすごいらしいです。日本中にマグロがあふれている。マグロ養殖は大

分影響を受けると思う。天然が増えているから。

MSYに基づいていろいろなTACをやろうとしているけど、これが実績です。

資源管理は、次世代につなぐためには、資源管理をすればマグロのようになる。日本定置でも水産庁にこのことを言っています。そのことを静岡県でも共有してください。痛みを伴った資源管理をすれば、必ず復活するし次世代にもつながる。これが実証しています。

多分、水研ではこの多さはわからない。よくデータが出てきますけれども。

マサバは、4年前には爆発的な資源量だった。今は一切無いですよ。北部太平洋で小さいマサバを獲っていたからか、自然環境のことなのかわかりませんが、大蛇行などの自然環境は要因の1つでしかない。食害という言葉も最近出始めたけど、要因の1つで、それだけで処理してはいけないことだと思います。

我々は国からマグロの放流に関して相当な援助をしていただいています。

他の漁業についても、例えばキンメをやるときにも、それなりのことをしてやらないと、漁業者が困るからそれなりの応援をして資源管理に乗るのが、飯を食うためには必要。それを県から国に伝えていただきたいと思います。以上です。

○鈴木会長

他に御意見ございませんか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは諮問事項の「エ くらまぐろ（小型魚）及びくらまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、原案のとおり了承します。

それではここで5分間の休憩といたします。5分後に議事

を再開します。

—休憩—

○鈴木会長

それでは議事を再開します。議事を再開します。
続きまして、協議事項 「漁業権の一斉切替えに係る漁場計画原案について」、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

引き続き事務局の松浦から、資料5について御説明します。漁業権の一斉切替えに係る漁場計画原案について、右肩に資料5と書かれたA4のものと、A3縦の表がございます。資料2種類ございますが、まずはA4縦の資料を御覧ください。

1 ページ目の「漁業権の一斉切替えについて」ですが、こちらは既に何度か御説明してまいりましたので、今回説明は割愛いたします。2 ページを御覧ください。

2 の「漁場計画原案の作成に向けて」について御説明します。(1) 海区漁場計画について、海区漁場計画とは、県がどんな場所にどのような漁業権を設定するかを示すものになりますが、漁業法で定められている、漁場計画の条件を示しております。10月と12月の海区で、漁場計画策定についての協議を行いました。この内容に基づいた計画作成を進めていきますが、今回、この後、最初にスケジュールの確認を行った後で、下の(2)で11月から行った利害関係人からの意見聴取結果の報告、それから(3)の要望事項等の対処について、これは前回の海区で地元調整中とした定置網の対処についての協議、それから(4)として漁場計画原案についての協議といった順番で御説明したいと思います。

それでは、県が免許するに至るまでのスケジュールと手順について御説明します、まずスケジュールで3ページがそれに当たります。一番上が令和3年度の3月。ここから作業を進めて来て、現在、網がけをしております、令和4年度1月の海区となります。一番下が最終目標の免許発給日となります。

次の4ページ、5ページを御覧ください。こちらは作業の手順をお示した流れになります。4ページの下半分に利害

関係人からの意見聴取の結果公表がありまして、今回の報告がこれに当たります。それからその下に、枠で囲んでありますが、漁場計画（案）の作成として、今回この内容についても協議したいと存じます。

5 ページからは、次回海区からの作業をお示ししております。3 月以降は公聴会含め、免許日である 9 月 1 日までの間に、諮問と答申の手続を何度かはさむこととなりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の 6 ページ、7 ページをお開きください。6 ページは前回の海区資料にも添付しましたが、海区漁場計画素案に対する利害関係人からの意見募集の公告で、素案そのものは、水産資源課ホームページ上で案を掲載して意見を募集しました。その結果を 7 ページにお示ししています。これは、実際に水産資源課のホームページ上に掲載している内容です。一番下にあります 6 の提出された御意見の要旨及び県の考え方を御覧ください。

正式に提出された利害関係者からの御意見は、ここに記載した 2 件で、要旨としては県の素案で良いというものでした。こちらについては、漁業法が改正されて初めての手続の中で、担当としては意見が無い、つまり反対ではないという意見を表明してくださったことも、大変ありがたく思っております。

いただいた御意見がこういった内容なので、漁場計画概要に大きな変更を加えることなく、素案のとおりで漁場計画作成を進めたいと思います。

このほか、電話でですが、利害関係者の方からの質問や相談がありました。詳細な内容は割愛いたしますが、電話という正式手段ではなかったとはいえ、その都度、今回の制度説明ができ、意見交換をする機会になったと今は思っています。

以上が、利害関係人からの意見聴取結果となります。次に、協議事項として、前回、地元で調整中と報告していた定置漁業権の要望事項等の対処について御説明します。

8 ページを御覧ください。こちらは前回までの海区で A3 横の資料でお示ししていた内容のうち、対象案件のみ抜粋したもので、表は同じものとなります。1 が免許概要で、定置

漁業権、網代漁業(株)さんの免許、漁場の位置、漁業の名称はお示ししたとおりになります。

2の表を御覧ください。要望内容が漁場区域を移動したいといったもの。要望の背景としては、現在の場所から北東方面に漁場を移動したいというもので、さらなる背景としては、現在の漁場の一部に初島に向けた水道管が通る予定があるため、そこを避けるために新たな漁場に移動したいというものでした。ただ、定置漁業権は、排他的に海面を利用することになりますので、地元地区と調整をしてみました。ただ、新規漁場へ移ることの同意が得られず、元の場所で、水道管の埋設場所に配慮した形で操業するという前提で、漁場の位置を含め現在と同じ内容とし、類似漁業権として扱いたいと思います。こちらにつきましては、現在の漁業権者さんから、元の場所で漁場計画を作成して良い旨の同意を得ております。

この8ページの内容を含め、これから海区漁場計画の最終の詰めをしていく必要があります。

漁場計画の最終例は、9、10ページに抜粋版を付けたものがございます。こちらは共同漁業権の第1号の抜粋になりますが、1の公示番号、2の免許の内容たるべき事項、それから10ページに移っていただきまして、3の条件、4の免許予定日、5の申請期間、6の関係地区、7の存続期間までの配列は、従前のものと同様です。今回の免許では、8類似又は新規漁業権の別、それから区画漁業権においては、団体漁業権又は個別漁業権の別についても漁場計画に表示することとなりますので、この部分が追加されます。

この告示案は、実際には100ページほどになりますので、今回は添付せずに、記載内容を別紙として、A3縦の表に共同、区画、定置漁業権の順にお示ししております。

A3縦の表を御覧ください。1ページから5ページまでが共同漁業権、6ページから10ページまでが区画漁業権、11ページが定置漁業権となります。1ページで表の見方を御説明します。一番左の列が告示番号、これが免許の番号になります。その隣が免許の内容たるべき事項で、内訳として左から漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域の位置、それから共同と区画漁業権は、関係地区が記載

されております。なお、定置はこれを含みません。その右側が免許の条件、そして新規又は類似の別をお示ししています。区画漁業権、つまり養殖の漁業権については一番右に、団体または個別漁業権の別と記した列が一つ入りますが、静岡県としては全て団体漁業権、つまり漁協さんに免許をする想定でおります。

内容については小さな字でいろいろ書いてございますが、免許の内容たるべき事項、関係地区、条件、新規又は類似の別、それから団体又は個別漁業権の別については、10月から今回までの海区で協議してきた要望事項への対処案及び海区漁場計画素案の内容を反映させております。

なお、漁場の区域及び点の位置につきましてお示したのは、今回が初めてとなりますが、漁場区域の考え方としては、既に協議してきた部分を反映しており、新規案件以外は実質的な大幅変更はございません。

それではA4縦資料の2ページにお戻りください。一番下の(3)の2ポツ目3ポツ目です。本日の協議と同時に、県は港管理者、河川管理者、海上保安庁への協議を実施予定です。これら協議で得られた意見を踏まえ、海区漁場計画原案とし、次回3月9日の海区委で諮問の予定です。また、次回海区では、諮問後に開催する公聴会について、内容としては開催日程や出席委員について協議していただく予定です。

以上になります。よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、漁業権の切り替えについて、何度か議論をしていただきてきましたが、次回からは諮問になります。その前の段階で、特に協議中で終わっていた定置網の部分と、利害関係者からの意見聴取、あと原案について最後の協議になりますけれども、御審議のほどよろしくお願いたします。

○鈴木会長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

はい、網代の第5号について、現状の所で理解が得られな

いとなっていますが、実は免許だけ取って15年くらい操業していないんですね。だからそういうところも今回定置漁業者から新規漁場で、という申請が出て、なかなかそれは認められないかなと思います。だから旧漁場で実績を作って、それで漁場を移動したいということであれば地元も理解したと思うんですけども。

あと定置とは違うことですが、区画漁業権は、静岡県は漁協だけにおろすと今おっしゃっていましたね。

○松浦主査

今の免許ではそうです。

○日吉委員

今の免許はですよ。でも改正漁業法ではそうではないですよ。

○松浦主査

9月1日に出す免許の区画漁業権の内容については、と言う意味合いです。

○日吉委員

そういう意味ですよ。法律が変わったんでそれを言うと法律にさわる可能性があるかと思います。以上です。

○鈴木会長

他に御質問ございますか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは協議事項 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画原案について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項 ひき縄釣による水産動物の採捕について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

ひき縄釣による水産動物の採捕について、御説明いたします。

資料は、1 ページから 12 ページまでが協議資料の内容で、13 ページが根拠法令、14 ページが近年の承認状況と採捕実績となっています。

まず、委員会指示とした経緯について説明します。資料 1 の上段を御覧ください。

ひき縄釣とは、カジキ、マグロ等を対象として、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法であり、一般的には、トローリングと称されています。

釣糸の先に、ルアーと呼ばれる疑似餌を装着し、航行しながらこれをひきまわして、魚を食いつかせるというものです。

本県においては、ひき縄釣り漁法により、ほぼ周年で回遊してくるかつお、まぐろ等が近海に漁場を形成したところを狙って操業しており、多くの漁業者が操業しております。

このため、漁業者がひき縄釣をしている漁場において、多数の遊漁船やプレジャーボートがひき縄釣りを無秩序に行うと、船の航行の安全が確保できず、非常に危険であること、また、いったん形成された漁場の魚影が薄くなってしまふ恐れがあり、漁場に与える影響が大きいと危惧されることなどから、漁業調整規則で遊漁者のひき縄釣りを禁止しておりました。

一方、海洋レジャーへの関心が高まる中、海洋レジャーに関係する団体から遊漁者にひき縄釣りを開放してほしいとの要望が寄せられ、これを受けた県が、当委員会及び水産庁と協議調整を行い検討した結果、平成 14 年 3 月に漁業調整規則を改正し、規則上は遊漁者のひき縄釣りの規制を解除した上で、改めて、海区漁業調整委員会の指示により制限することとしました。

指示の概要は、遊漁者のひき縄釣りは原則として禁止するが、地域振興に寄与し、漁協等の地元の了解が得られた 5 日以内の大会であって、本委員会が承認した場合に限り大会の参加者に認めるというものです。

以後、現在までこの指示を継続してきております。資料末尾の 14 ページを御覧ください。令和元年度から令和 4 年度までの、委員会が承認したトローリング大会の実施状況を示してあります。

令和4年度は、大会名が網掛けになっている5件の大会を承認しました。

1ページにお戻りください。本県以外に遊漁者によるひき縄釣りを認めているのは、Ⅰの5に記載してありますとおり、東京都、愛知県、和歌山県、長崎県、沖縄県の1都4県ですが、沖縄県以外は、本県と同様に、海区漁業調整委員会の承認を受けた場合のみ認めております。

次に、下段の「Ⅱ 指示事項 今後の取扱いについて」を御覧ください。

今回の指示内容は、これまでと同様とし、有効期間を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間として指示したいと考えております。

御了承いただけましたら、3ページ以降の指示内容を公示する予定です。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、これまでと同じ内容で指示を継続することについて、御意見をいただきたいと存じます

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか。事務局にお伺いします。

タグを付けてリリースというようになっているところがございますけれども、実態としてどういうものなのか教えて欲しいのですが。

○鈴木会長

良いですか。大会等において、その場で釣り上げないでリリースする。それもひとつのポイントとなるという中で、大会ではそのようなことをしています。漁業者としては釣れたものは船に上げないと商売になりませんから、リリースはし

ません。

○鈴木伸洋委員

はい、わかりました。要するに大会のポイントとしてカウントするけれども、魚はリリースしているということですね。

○鈴木会長

はい、そうです。

○鈴木伸洋委員

わかりました。ありがとうございます。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
余談ですけども、下田沖でやっている国際大会。それが茨城県の方が初めて、国際トロリング大会をやったとかやらないとか少しごたごたしているのが現状です。ただ地元のトロリングの仲間から、大会以外にも漁場を開放してくれないかという意見も聞いています。ただそれに対しては地元の漁業者、地元の組合そういうもの全てが納得した上でないと絶対無理な話だよとは言ってありましたけれども。そういう声が出てきているのは確かです。ただ内容的にそれじゃあ遊漁船が周りに船がないところでトロリングやって良いかというと。やったってぶつかる船はいないし、という意味合いのものもあると思うんですけども。その辺がだんだんと難しい表現の仕方になってくることは確かだと思います。実際、稲取所属のプレジャーボートがトロリングをやっていて保安部に捕まったというそういう例もあります。
それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは指示事項 「ひき縄釣による水産動物の採捕について」、原案のとおり了承します。
続きまして、報告事項 太平洋広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料7を御覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会が開催されたことを報告いたします。

I の太平洋広域漁業調整委員会の概要ですが、以前、クロマグロの遊漁の採捕報告や採捕停止の委員会指示があった際に御説明していますので、説明を省略させていただきます。

II 報告事項を御覧ください。11月28日に太平洋広調委の南部会と本委員会が Web 会議形式で開催され、県庁において高田委員に Web 参加いただきました。ありがとうございました。事務局からは私、池谷が傍聴しましたので、その概要について報告いたします。

報告は、主に本県に関係のある部分とさせていただきます。まず II 報告事項の 1 太平洋広調委南部会の (2) ① 太平洋南部キンメダイの資源管理についてです。

水産庁から資源評価と資源管理について、次のとおり説明がありました。1 ポツ目の資源評価は、親魚量は、2017 年以降増加傾向に転じている。2 ポツ目の資源管理の方向性は、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組む資源管理措置を継続又は強化していくことを目標とする。3 ポツ目では、現状、資源管理措置は各海域できめ細かい措置が講じられている。4 ポツ目の関係者間の連携体制は、一都三県キンメダイ協議会の下に漁業者代表部会を設置し、年 2 回程度同部会を開催することとし、来年早々を目途に開催することを検討している。これまで浜回りを行い、数量管理の導入に対して、直接漁業者から厳しい意見があり、いただいた意見への対応を今回示した。こちらは資料の 12 ページから 14 ページに記載されています。5 ポツ目では令和 4 年 9 月に資源評価結果を公表したところで、新たな資源管理の取組に向けて協議を進めていきたいとの説明でした。

裏に移りまして 2 ページです。水産庁の説明に対して委員からの意見として、千葉の石井委員から、数量管理ではなく CPUE を見て指標で管理すれば良いのではないかとの意見がございました。

また、本県高田委員から遊漁やプレジャーボートの資源管理の扱いはどうなるのか、一都三県のデータだけで資源管理を進めないでもらいたいとの質問と意見がありました。

水産庁からは漁業と一貫性のある管理を行う必要があるとの回答でした。

②トラフグ伊勢・三河湾系群については、2021年漁期の資源量は144トンで1996年漁期に次ぐ過去2番目に低い値で、2021年漁期の漁獲量は50トンでした。同漁期の親魚量は57トンで、2005年漁期以降60トン前後で推移していると説明がございました。

次に第38回太平洋広調委本委員会の報告をいたします。

広域魚種の資源管理については、先ほどと同様に本県に係る部分を報告しますと、「2(2)マサバ太平洋系群について」、水産庁から親魚量の動向は「増加」、漁獲量は、2020年漁期27万トンとの説明がありました。

その他、太平洋クロマグロの委員会指示の更新と令和5年度予算については、別添の資料を御確認いただきまして、説明は省略とさせていただきます。

私から報告は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は3月9日(木)、静岡県庁での開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 静岡県資源管理指針の変更について、等を予定しております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回については、3月9日(木)ということですので、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

ある
の資
直で、
は57
説明
す。
に関
つい
20年
5年
、説
があ
御意
意見、
、以
次回
す。
針の
しま
、よ
まし

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期14回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了 16:50)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和5年1月26日

議長

鈴木 精



議事録署名人

金指 治幸



議事録署名人

鈴木 伸洋





藤木寶



金鉢合



銘本情